

農業に使用する軽油引取税の免税



農業用の機械等に使用する軽油は、免税証の交付などの手続きを受ければ、軽油引取税が免税になります。(1リットル当たり15円)

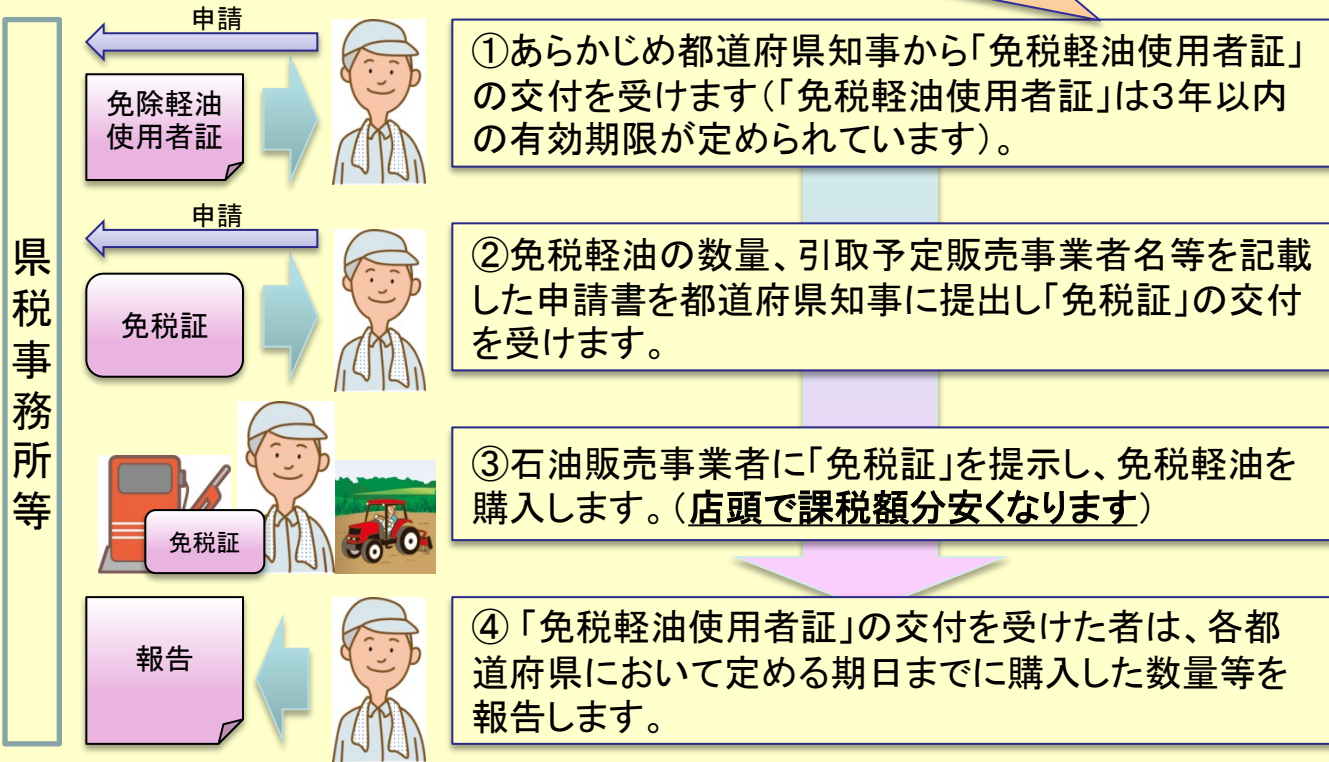
<対象となる農業用の軽油>

農業を営む者(農作業のうち基幹的な作業(専ら機械を使用して行われるもの)のすべての委託を受けて農作業を行う者を含む)が使用する耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械の動力源に使用する軽油

本措置は令和6年4月1日から3年間延長されています。
農業で軽油をたくさん使用される場合、「免税軽油使用者証」を申請の上、本措置をご活用下さい。



<免税手続き>



税率は15円/リットルとなっています。

例えば1,000リットルを使用する場合は15,000円の効果となります。

※免税軽油の対象機械及び申請書類等については、管轄の都道府県税事務所にお尋ね下さい。

お問い合わせ先

農林水産省農産局技術普及課生産資材対策室

【代表】03-3502-8111(内線4766)

【直通】03-6744-2107